一九〇一・二〇	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であって小売用でないものに限る。） ＣＴＨ。ただし、非原産材料である第一〇二一・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品に限る。） ＣＣ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。
一九〇一・九〇	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。） ＣＣ。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品に限る。） ＣＣ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。
一九・〇五	ＣＴＨ
二〇〇一・九〇	ＣＣ（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号若しくは第〇七一一・二〇号のアーティチョーク、たまねぎ若しくはビーマンからの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号、第〇七〇九・九二号及び第〇七一一・二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ及びビーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）
二〇〇三・一〇	ＣＣ（第〇七〇九・五一号、第〇七一〇・八〇号又は第〇七一一・五一号の材料からの変更を除く。）
二〇〇四・一〇	ＣＣ（第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号又は第〇七一二・九〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇四・九〇	ＣＣ（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号から第〇七一三・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号及び第〇七一三・四〇号までの各号の非原産材料の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）
二〇〇五・二〇	ＣＣ（第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号、第〇七一二・九〇号又は第一一・〇五項の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・四〇	ＣＣ（第〇七一三・一〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・五一	ＣＣ（第〇七一三・三二号から第〇七一三・三九号までの各号の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・六〇	ＣＣ（第〇七〇九・二〇号の材料又は第〇七一〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。）
二〇〇五・七〇	ＣＣ（第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九九号までの各号又は第〇七一一・二〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇五・九九	ＣＣ（第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ。ただし、第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号及び第〇七〇九・六〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）ただし、第〇七〇九・五一号及び第〇七〇九・六〇号の非原産材料の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）
二〇〇七・九九	ＣＴＨ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバ、第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一〇・二〇号、第〇八一〇・四〇号、第〇八一〇・九〇号、第二〇〇八・一一号から第二〇〇八・一九号までの各号、第二〇〇八・二〇号、第二〇〇八・四〇号又は第二〇〇八・九〇号の材料又はこれらの調製品のマンゴージュース若しくはグアバジュースからの変更を除く。）ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。（果実の調製品（二以上の果実から得たものを除く。）に限る。）

二〇〇八・一一	ＣＴＨ。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料、非原産材料である第〇八〇四・五〇号のマンゴー及びグアバ、非原産材料である第〇八〇八・一〇号、第〇八一〇・一〇号、第二〇〇八・一〇項及び第二〇〇八・四一号から第二〇〇八・四九号までの各号の非原産材料並びに非原産材料である第二〇〇九・八九号のマンゴージュース又はグアバジュースの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品） ＣＣ（第一二・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一九	ＣＣ（第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。）（単に煎ったけのナット又は落花生（乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。）に限る。） ＣＣ（第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。）（単に煎ったけのナット又は落花生（乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。）の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物に限る。） ＣＣ（その他の産品）
二〇〇八・二〇	ＣＣ（第〇八〇四・三〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・四〇	ＣＣ（第〇八〇八・三〇号、第〇八〇八・四〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・五〇	ＣＣ（第〇八〇九・一〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・七〇	ＣＣ（第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一一・九〇号の桃からの変更を除く。）
二〇〇八・八〇	ＣＣ（第〇八一〇・一〇号又は第〇八一一・一〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・八七	ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八・〇五項、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一〇・九〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。（液体又はゼラチンに入った混合物に限る。） ＣＣ（その他の産品）
二〇〇八・九九	ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。）
二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	ＣＣ（第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	ＣＣ（第〇八〇四・三〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・八九	ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料又は第〇八〇九・三〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。） ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。） ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇八・三〇号の桃又は第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一〇・九〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。（液体又はゼラチンに入った混合物に限る。） ＣＣ（その他の産品）
二〇〇九・九〇	非原産材料の価額が産品の価額の五十五パーセントを超えないこと（関税分類の変更を必要としない。）
二一〇一・三〇	ＣＣ（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）（麦茶に限る。） ＣＣ（その他の産品）
二一〇三・一〇	ＣＴＨ
二一〇三・二〇	ＣＣ（第二〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。）（ケチャップに限る。） ＣＴＳＨ（その他の産品）
二一〇三・三〇	ＣＴＨ
二一〇三・九〇	ＣＴＳＨ
二一・〇四	ＣＴＨ
二一・〇五	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料、第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
二一〇六・一〇	ＣＴＳＨ